

(金抜)													

令和8年度(町単)

災害に係る住家の被害認定調査支援システム構築委託業務

令和 年 月 日 作成

令和 年 月 日 積算単価適用

履行期限 令和 年 月 日

<p>事業概要</p> <p>令和8年度(町単)災害に係る住家の被害認定調査支援システム構築委託業務</p>		<p>起工又は変更理由</p>	
<p>予 算 額</p> <p>円</p>	<p>消費税相当額抜きの委託対象金額</p>	<p>事 業 費</p> <p>円</p>	<p>円</p>
<p>委託対象額</p> <p>円</p>	<p>請負更正後の委託金額</p>	<p>そ の 他</p> <p>円</p>	<p>円</p>

事業費総括表

費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金額	摘要
罹災証明迅速化システム導入費					
初期導入パッケージ	式	1.0			
住基連携構築費	式	1.0			
管理費	式	1.0			
諸経費	式	1.0			
罹災証明迅速化システム運用費					
クラウド利用料	月	1.0			
業務価格計					
消費税相当額					
業務委託費計					

令和8年度（町単）災害に係る住家の被害認定
調査支援システム構築委託業務
仕様書

1 契約名

令和8年度（町単）災害に係る住家の被害認定調査支援システム構築委託業務

2 業務目的

被災者の生活再建の基礎となる罹災証明書の発行プロセスは現運用では全てアナログで対応である。この発行プロセスをデジタル化し、業務処理の効率化を図り、住家被害認定調査事務全体の合理化を図ると共に、迅速な罹災証明書の発行を実現し、被災者の生活再建に寄与することを目的としている。

3 履行場所

仁淀川町 町民課

4 事業の履行期間

- (1) システム構築：契約締結日から令和9年2月28日まで
※システムの稼働は、令和9年3月1日とする。
- (2) システム運用：令和9年3月1日から令和9年3月31日まで
※以降は5年間の長期継続契約を想定

5 委託内容

- (1) システムの構築（設計・構築・テスト・操作研修等）
- (2) システムの利用料、運用業務

6 実施体制

受託者はシステムを構築にあたり、作業計画を立案し、適切な作業管理を実施すること。また、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配置し、作業遅延等が生じた場合においても、従事者、労働環境が守られるよう対策を講じた体制を整えること。

- (1) 作業管理者の選任
作業を進めるにおいては、本業務の推進に責任を負うに足る知見と業務経験を有する者を選任すること。本業務遂行に関する委託者からの要請、指示、その他日常的な連絡や確認等は、原則作業管理者を通じて行う。
- (2) 作業計画書の策定
作業着手時には委託者と受託者の作業役割等含め、作業工程スケジュール表を作成し、委託者へ提出すること。

7 構築スケジュール

システムの構築スケジュールは、以下のとおりとする。

期 間	内 容
令和8年6月	要件定義（非機能条件含む）
令和8年7月～10月	環境構築、運用設計、その他
令和8年11月	総合テスト・運用テスト・町ネットワーク環境での運用テスト
令和8年12月	仮稼働、操作研修等
令和9年3月	運用開始

※詳細スケジュールは、契約締結後、委託者と協議の上、決定するものとする。

8 要求内容

(1) 要求の概要

構築するシステムは、内閣府防災が示す「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」にもとづいた住家被害認定調査が可能であることかつ、他市区町村においてLGWAN-ASPサービスとして、サービス提供実績を有していること。またシステム安定稼働させるノウハウを有しているかの確認指標として市区町村の基幹系業務システムの開発及び提供実績があること。（基幹系業務システムとは住民記録システム、戸籍システム、税システムとする）

■セキュリティ

- ア 不正アクセス防止の観点から、住家被害認定調査管理事務や調査用タブレットへのログイン等の際に多要素認証などセキュリティ対策が講じられたシステムであること。
- イ 構築するシステムはすべてクラウドでのサービス提供を前提として自庁へのサーバ設置はしない。また、複数システムを利用する場合、すべてのデータセンターは日本国内に限定すること。
- ウ 使用するクラウドサービスは、家屋情報含む個人情報の保護のため、政府が求めるセキュリティ要求を定めた「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：通称 ISMAP）」に登録されているクラウドサービスであること。
- エ 住民記録データや調査結果情報についてのシステム間連携では、USBの仕様は認めない。

■住家被害認定調査管理事務端末（LGWAN 端末）

- ア 申請受付時に端末画面上に地図が表示され、家屋位置が特定できること。
 - イ 罹災証明書申請受付時に住民記録情報や家屋情報などの情報連携し、受付時の入力工数が低減できること。
- ① 住民基本台帳システム（連携項目）

世帯番号、世帯員氏名、世帯員生年月日、世帯員性別、住所、個人識別番号、世帯主氏名、世帯主カナ氏名

② 家屋課税台帳システム（連携項目）

建物構造、建物用途、建築年、階数、床面積、地番、物件番号、物件所有者氏名、1階床面積、総床面積

- ウ システムのカレンダー管理機能で調査班の調査上限家屋数を設定でき、住民からの申請受付時に調査予約の登録管理ができること。
- エ 全棟調査の時にはシステム上で被害地域を選択することで、調査計画が自動で作成できること。また被害地域は町・丁目、100Mグリッドで選択できること。
- オ 全棟調査の際のシミュレーションは効率の良いルートを結果として示し、ボタンひとつで各班の調査計画として自動割り振りできるシステムであること。また不足している調査員数や班数を示すことができること。
- カ 本町職員、および他自治体からの応援職員などの所属、調査経験の有無、非木造調査の知識有無、活動可能期間を入力することで、調査計画や班編成が自動的にできること。
- キ 調査班の編成において指定した条件（1班あたりの調査員数、自庁職員を含める、同じ所属で班を構成する/応援自治体毎など、帰還済みの調査員を含めない、非木造を調査知識有無）に基づき、班の編成が自動的にできること。
- ク 現地調査結果の推移をリアルタイムでタブレットから連携を受け表示することができること。
- ケ 決裁者がタブレットから連携された調査結果内容（部位毎の調査内容、部位毎の写真、申し送り事項など）を確認し、承認/差戻し、却下などの決裁処理ができること。
- コ 現地調査結果の推移をリアルタイムで連携し、残り調査件数や日数などを表示することが可能なこと

■現地調査用タブレット

- ア 現地調査用タブレットは災害時に迅速に準備ができるよう、Webアプリケーションで動作できるものとする。またセキュリティの観点から、現地調査用タブレットはデバイス認証されたタブレットとする。
- イ 住家被害認定調査管理事務端末より現地調査用タブレットへ申請者情報や家屋情報が自動で連携されること。
- ウ 調査班の数にあわせて利用者ID、タブレット台数に制限がないこと
- エ 現地調査では現地調査用タブレットを活用し、効率的な住家被害認定調査（地震・水害等の種別に応じた1次調査や2次調査の対応、加えて申請がな

くとも現地調査結果の入力)を行うことができること。

- オ 現地調査で、被害種別（地震・水害・風害など）、建物種別（木造・非木造など）により、調査種別や建物種別に応じた調査項目が表示され、その調査部位ごとに被害割合の自動計算ができること。なお、タブレットで使用した写真は自動で調査部位、損傷箇所、損傷程度と紐づくこと。（調査業務の効率性から撮影した写真を都度、調査部位に手作業で紐づけることは認めない）
- カ 家屋平面図を用いた現地調査では、図面を用いた損害面積割合の算出、調査票への入力・計算、写真撮影・整理が同一 Web アプリ内で完結できること。（複数アプリを切り替えながら調査する運用は作業効率の観点から認めない）
- キ 現地調査用タブレットで撮影された写真は部位毎に自動整理が可能であり、写真撮影枚数は、1部位当たり100枚以上撮影できること。
- ク 現地調査用タブレットの部位毎の調査場面において、部位に応じた内閣府防災の示す災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料（損傷程度の例示）が確認できること。
- ケ 現地調査用タブレットで調査結果後の調査点表を表示確認できること。
- コ 調査員が現地調査において決裁者に対して、伝えたい事項や状況写真を申し送り事項として、現地調査用タブレットに記録し送信できること。
- サ 現地調査の結果はタブレット上からインターネット経由で送信し、AWSクラウド環境内の暗号化されたデータベースに格納できること。またその情報は、住家被害認定調査管理事務端末（LGWAN 端末）から決裁承認情報としてリストで確認できること。
- シ 通信が不通の場合を想定し、通信がオフラインな状況においても調査実施及びデータ保存が可能であること。
- ス 継続的にサービス利用するため、本システムでは法改正や制度改正について無償で適宜バージョンアップされること。

■拡張性

- ア ドローンによる航空写真撮影データを取り込むことで被災状況を確認しそれらの情報分析から、調査計画策定における調査優先地域の設定が実施できること

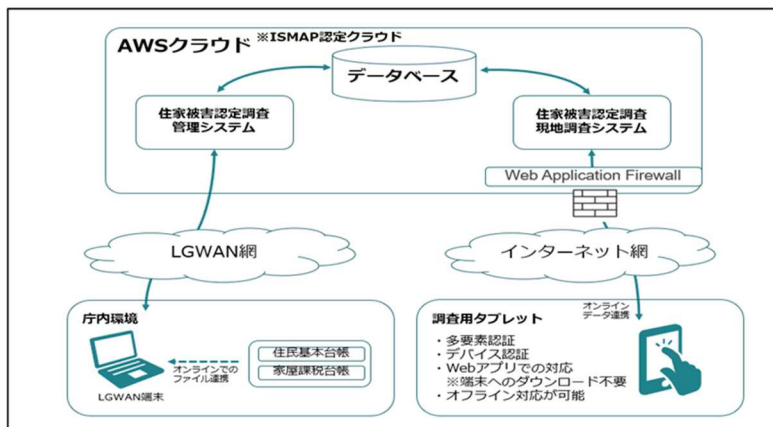
(2) 調達するシステムの構成・要件等

本システムは、下記のシステム構成を必須とする。

- ア システム構成はLGWAN-ASPサービスを活用したクラウド型システム（SaaS型）とする。

- イ 本業務において採用するシステムは、住家被害認定調査管理端末側のシステムおよび現地調査用タブレットのシステムは、1システムで構成されており、開発事業者と受託事業者は同一事業者であること。
- ウ 本システムのハードウェアについて、住家被害認定調査の受付や調査計画等を管理するLGWAN端末および現地調査で使用するタブレットは、委託者側で必要台数分用意する。
- エ 認証資格条件として、環境や品質管理、情報セキュリティ確保に向けた認証であるプライバシーマーク、ISO9001、ISO14001、ISO27001、の取得並びにISO/IEC27017（クラウドセキュリティ認証）を取得したサービスであること。また、プライバシーマーク、ISO認証（ISO9001・ISO14001・ISO/IEC27001・ISO/IEC27017）の写しを提示すること。
- オ 家屋情報含む個人情報の保護にあたり、利用するクラウドサービスについて、政府が求めるセキュリティ要求を定めた「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program：通称 ISMAP）」に登録されているクラウドサービスであること。また、ISMAPクラウドサービスリスト内の登録番号を提示すること。
- カ システム構成は以下の図の通りとする。

【システム構成図】



(参考) 既存端末詳細

区分	内容
管理システム用 パソコン	CPU: Intel®Core i5-8265U メモリ: 8GB 以上 OS: Windows 10 Enterprise (64bit) Windows 11 Enterprise (64bit) ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome
タブレット端末 (Android)	OS: Android™ 12 以降 プロセッサ: Qualcomm® Snapdragon™ 680 8コア : 2.4GHz 以上 メモリ: 6GB 以上 ストレージ: 64GB 以上 表示サイズ: 10.5 インチ以上 ブラウザ: Google Chrome カメラ: あり
タブレット端末② (iPad 第8世代以降)	OS: iPadOS16.4 以上 CPU: A10 Fusion チップ 以上 ストレージ: 32GB 以上 表示サイズ: 9.7 インチ以上 ブラウザ: safari、Google Chrome カメラ: あり

(3) 非機能要件

ア 使用性・効率性要件については、以下の要件を満たすこと。

- i) 効率的に業務を行うことができるように配慮した画面構成、画面遷移、入出力操作方法であること。
- ii) 職員の業務効率性を高め、負荷軽減に資する効率的な機能を有すること。

イ 信頼性要件については、以下の要件を満たすこと。

i) データの復旧要件

データ保全のため、バックアップ機能も備えるが、常に最低でも 24 時間前までのデータを保持すること。

ii) サービスの冗長性

データセンターは日本国内に限定し、本システムに利用するリソースとサービスの全てが、冗長化されていること。

iii) クラウド環境の稼働監視

クラウド環境の稼働監視は 24 時間 365 日実施すること。

iv) セキュリティパッチ適用

情報セキュリティ機関が提供している脆弱性関連情報で緊急度が高いものについて、使用するコンポーネントが該当する場合、OS やミドルウェア等のセキュリティパッチを適宜実施すること。

v) 障害時対応手順の策定

障害時の運用手順については、障害時の連絡体制・対応フロー等を定めて運用保守手順書に記述し、対応すること。

9 利用者向けシステム操作研修要件

本システムを使用する職員への研修を導入前までに適切なタイミングで実施すること。また本システムを使用する職員が、理解しやすい内容で、研修内容を工夫し、実施すること。

10 アフターフォロー

システム導入後、操作方法や機器のトラブルについて問い合わせができるサポート体制を有すること。

11 納入成果品

本業務の成果として以下のものを納入するものとする。

- (1) 完了報告書 1 部
- (2) 各種操作説明書 1 部

12 成果品の検査

委託者の検査職員は、本構築業務において受託者が作成したすべてのデータ及び構築したシステムについて、検査を行うものとする。受託者は、検査並びに契約不適合期間に不備が認められたときは、自己の責任において、速やかに修正を行い、その結果を委託者に報告しなければならない。また、それらに要する経費は受託者が負担するものとする。

13 留意事項

- (1) 受託事業者は、本業務に実際に従事する者に対する雇用者及び使用者として、責任をもって労務管理し、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法職業安定法、社会保険諸法令その他法令上のすべての責任を負うものとし、本町に対し一切の責任及び迷惑などを及ぼさないものとする。
- (2) 受託事業者は、本業務に従事する者に対し必要な教育（礼儀礼節、職業倫理、守秘義務等）を行い、円滑に業務を遂行できるようミーティング等により人事管理体制を確保しなければならない。
- (3) 本町が指定する場所における受託事業者の作業環境（机、椅子等）については、本町と協議のうえ決定する。
- (4) 受託事業者は、本業務に実際に従事する者に対し、受託事業者が発行した身分証明書を常時携帯させること。
- (5) 資料作成にかかる費用（紙代、インク代、コピー代等）については受託事業者の負担とすること。
- (6) 受託事業者は、業務における何らかの事故が発生したときは、その理由に関わらず、直ちにその状況、処理対策等を本町に報告し、応急処置を行って後、書面により本町に詳細な報告及びその後の方針案を提出するものとする。
- (7) 本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、本町と受託事業者が協議して定めるものとする。

以上